2 人権の尊重

人権宣言と人権方針

私たち中央日本土地建物グループは、「中央日本土地建物グループ人権宣言」を定め、中央日本土地建物グループのすべての役員・社員が人権尊重の責任を果たしていきます。また、中央日本土地建物グループの役員・社員がとるべき行動の指針として「人権方針」を策定し、人権尊重に対するゆるぎない取り組みを表明します。
私たちは、人権の尊重を経営において取り組むべき最も重要な課題の一つと認識し、事業活動のあらゆる場面において人権を尊重し、事業活動に関わるすべての人々と信頼関係を築き、ステークホルダーの皆さまとともに人権尊重の取り組みを推進していきます。

中央日本土地建物グループ人権宣言

中央日本土地建物グループは、「あらゆるステークホルダーの皆さまとの共創により、
人と社会に安心と感動を提供すること」を通じて、
「変化の潮流に挑戦し、期待を超える価値を共創する総合不動産グループ」を目指しています。

私たち中央日本土地建物グループは、役職員一人一人が個々の多様性と人権を尊重し、
人権に関する国際規範を遵守し行動していくことにより、
私たちに関わるすべての人々が豊かで安心かつ安全に暮らせる社会を実現していきます。

Social

マテリアリティ④
ダイバーシティ&インクルージョンの推進

Chuo Nittochi
中央日本土地建物グループ

2 人権の尊重

中央日本土地建物グループ人権方針

1.人権尊重に関連した規範や法令の遵守

中央日本土地建物グループ（以下、当社グループ）は、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」、 労働における基本的権利（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の禁止）を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO 宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、本方針は国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて策定しています。当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。

なお、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、国際的な人権の原則を最大限尊重するための方法を追求していきます。

2.事業活動全体を通じた人権尊重の責任

当社グループは、他者の人権を侵害しないこと、事業活動を通じて起こり得る人権への負の影響を防止・軽減・是正・救済すること、事業活動を通じて人権尊重を実践していくことに取り組んでいきます。

3.適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員および社員に適用します。また、当社グループは、ビジネスパートナーの皆さまに、本方針をご支持いただき、当社グループと協働して人権尊重の取り組みを推進していただくことを働きかけます。

4.教育・研修

当社グループは、本方針が事業活動全体に定着するように、適切な教育・研修を実施します。

5.是正・救済

当社グループが事業活動において人権への負の影響を及ぼした場合、またはこれに関与したことが明らかになった場合は、適切な社内手続きを通じてその是正および救済に取り組みます。また、当社グループにおいて人権への負の影響を与える行為があった場合に、それについて通報・相談ができる体制の整備に努めます。

6．ステークホルダーとの対話

当社グループは、事業活動全体が人権に及ぼす負の影響について、その影響を受ける人々の視点から理解し、対処・改善できるよう、関連するステークホルダーとの対話に努めます。

7．人権の取り組みに関する重要課題

①差別の禁止

信条、宗教、年齢、性別、性的指向、人種、国籍、出身、障がいの有無などに基づく一切の差別を禁止します。

②ハラスメント行為の禁止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントといった相手の人格や尊厳を侵害する言動により精神的な苦痛を与える一切の行為を禁止します。

③児童労働の禁止

児童労働を認めず、一切の児童労働を禁止します。

④強制労働の禁止

暴行や脅迫などによって労働者を強制的に労働させることを禁止します。

⑤結社の自由に対する権利及び団体交渉権への尊重

国際労働基準に則り、結社の自由に対する権利及び団体交渉権を尊重します。

⑥過度の労働時間の削減

従業員のワークライフ・バランスや健康維持・増進に配慮し、時間外勤務の削減及び過重労働の抑制に努めます。

⑦労働者の健康と安全の確保

労働者が健康かつ安全に働ける職場づくりに努めます。

⑧最低賃金を超える賃金の支払い

労働法令を遵守し、生活の安定のために最低賃金を上回る賃金の支払いを行います。

8．情報開示

当社グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等で開示していきます。